

## 金沢大学創基 150 年記念事業シンボルマーク使用要領

平成 21 年 11 月 1 日

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、金沢大学創基 150 年記念事業シンボルマーク（以下「記念シンボルマーク」という。）について必要な事項を定める。

### (使用等)

第 2 条 金沢大学(以下「本学」という。)は、品位を損なわないよう配慮し、広く記念シンボルマークを使用するものとする。

### (申請)

第 3 条 記念シンボルマークを使用しようとする場合は、別紙様式により創基 150 年記念事業準備委員会委員長に申請することとする。

2 委員長は、次の各号の一に該当すると認められる場合は、記念シンボルマークの使用を許可しない。

- (1) 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれのあるとき。
- (2) その他記念シンボルマークの使用目的及び使用方法等が不適當なとき。

### (事務)

第 4 条 記念シンボルマークに関する事務は、総務部総務課において処理する。